



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月13日金曜日 第64号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 785

告 示

自衛官候補生の採用試験（3件）..... (総務管理課) ... 797

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 797

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 798

肥料の登録の失効..... (") ... 798

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示（2件）..... (森林整備課) ... 798

解除予定保安林にする旨の通知..... (") ... 800

同意の成立（漁獲共済）..... (漁政課) ... 801

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 801

道路の区域変更（一般国道440号）..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 801

道路の供用開始（県道猪伏西谷線）..... (") ... 801

訓 令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (循環型社会推進課) ... 802

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 811

公安委員会規則

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則
..... (警察本部交通企画課) ... 814

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 817

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公園事業の執行の協議又は認可の申請)	(公園事業の執行の協議又は認可の申請)
第4条 省略	第4条 省略
2 省略	2 省略
3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に	3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に

あつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1)～(8) 省略

(8)の2 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、
特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(9)～(12) 省略

第17条の9 省略

(条例第24条第3項第2号の規則で定める者)

第17条の10 条例第24条第3項第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第17条の11 省略

第17条の12 省略

第17条の13 省略

第17条の14 省略

第17条の15 省略

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第19条の3 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第32条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条の2第2項及び第3項又は第17条の15第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2・3 省略

(生態系維持回復事業の認定)

第19条の5 県及び国等以外の者が条例第38条第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 省略

(2)・(3) 省略

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第19条の6 省略

2 省略

3 条例第38条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県及び国等以外の者が条例第38条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行協議書(認可申請書)

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては(7)、(8)及び(11)に掲げる書類、国並

あつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1)～(8) 省略

(9)～(12) 省略

第17条の9 省略

第17条の10 省略

第17条の11 省略

第17条の12 省略

第17条の13 省略

第17条の14 省略

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第19条の3 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第32条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条の2第2項及び第3項又は第17条の14第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2・3 省略

(生態系維持回復事業の認定)

第19条の5 県及び国等以外の者が条例第38条第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 省略

(2)・(3) 省略

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第19条の6 省略

2 省略

3 条例第38条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行協議書(認可申請書)

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては(7)、(8)及び(10)に掲げる書類、国並

びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては(1)、(2)、(6)から(8)まで及び(12)に掲げる書類は、添付を要しない。

(1)～(8) 省略

(9) 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

様式第2号（第6条関係） 公園事業変更協議書（認可申請書）

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 変更に係る次に掲げる書類

ア～カ 省略

キ 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

サ 省略

様式第8号（第17条の15関係） 省略

様式第11号の2（第19条の6関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第19条の5第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第11号の4（第19条の8関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第19条の5第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては(1)、(2)、(6)から(8)まで及び(11)に掲げる書類は、添付を要しない。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

様式第2号（第6条関係） 公園事業変更協議書（認可申請書）

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 変更に係る次に掲げる書類

ア～カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

様式第8号（第17条の14関係） 省略

様式第11号の2（第19条の6関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

様式第11号の4（第19条の8関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>様式第16号(第16条、様式第17号関係) 同意書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> </td> </tr> <tr> <td>同意者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> </td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		同意者	省略		<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>	同意者	省略		<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>様式第16号(第16条、様式第17号関係) 同意書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> </td> </tr> <tr> <td>同意者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> </td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		同意者	省略		<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>	同意者	省略		<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>
省略																					
同意者	省略																				
	<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>																				
同意者	省略																				
	<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>																				
省略																					
同意者	省略																				
	<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>																				
同意者	省略																				
	<p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>																				

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等</u>をすること。</p> <p>ウ 省略</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする事。

オ 省略

(10)・(11) 省略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ～カ 省略

キ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における 高さ13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さ13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を 除く。）。

ク・ケ 省略

(13) 省略

（生態系維持回復事業の認定）

第26条の3 県及び国等以外の者が条例第26条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 省略

(2)・(3) 省略

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第26条の4 省略

2 省略

3 条例第26条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県及び国等以外の者が条例第26条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第8号の2（第26条の4関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

ウ 省略

(10)・(11) 省略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ～カ 省略

キ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（

_____同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては、高さ13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物 _____ を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さ13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を 除く。 _____

ク・ケ 省略

(13) 省略

（生態系維持回復事業の認定）

第26条の3 県及び国等以外の者が条例第26条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 省略

(2)・(3) 省略

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第26条の4 省略

2 省略

3 条例第26条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

様式第8号の2（第26条の4関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）第26条の3第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第8号の4（第26条の6関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）第26条の3第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

様式第8号の4（第26条の6関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>省略</p> <p>法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1～9 省略</p> <p>10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）</p> <p>(14)～(16) 省略</p> <p>11～13 省略</p> <p>様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書</p> <p>省略</p> <p>法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1～9 省略</p>	<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>省略</p> <p>法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1～9 省略</p> <p>10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）</p> <p>(14)～(16) 省略</p> <p>11～13 省略</p> <p>様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書</p> <p>省略</p> <p>法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注1～9 省略</p>

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14)～(16) 省略

11・12 省略

様式第16号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）

許可申請書

省略
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）
省略
省略

注1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) 省略

(7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(8) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(9)～(11) 省略

8・9 省略

様式第17号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略

注1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

エ～キ 省略

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

エ～カ 省略

8・9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

(13) 申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14)～(16) 省略

11・12 省略

様式第16号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）

許可申請書

省略
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）
省略
省略

注1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) 省略

(7) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

(8) 申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(9)～(11) 省略

8・9 省略

様式第17号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略

注1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 法第7条第5項第4号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

エ～キ 省略

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 法第7条第5項第4号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

エ～カ 省略

8・9 省略

様式第18号（第2条関係） 相続届出書

省略
法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合）
省略
省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(6) 相続人が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(7) 省略

6 省略

様式第18号（第2条関係） 相続届出書

省略
法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）
省略
省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

(6) 相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(7) 省略

6 省略

（愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正）

第5条 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（再生輸送業者の指定の申請等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。第12号から第15号まで並びに次条第2項第8号及び第13号から第16号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p>(12) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人で</p>	<p>（再生輸送業者の指定の申請等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）</p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p>(12) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書</p> <p>(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書</p> <p>(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書（これらの者が法人で</p>

ある場合には、登記事項証明書)

(15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(16) 省略

3 知事は、第1項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、省令第9条第2号の指定をしないものとする。

(1)~(8) 省略

4~7 省略

(再生活用業者の指定の申請等)

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)~(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(9)~(12) 省略

(13) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(14) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

(16) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(17) 省略

3 知事は、第1項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、省令第10条の3第2号の指定をしないものとする。

(1)~(11) 省略

4~7 省略

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

省略

注1~5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1)~(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律

ある場合には、登記事項証明書)

(15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(16) 省略

3 知事は、第1項の申請が次の各号に 適合していると認めるときでなければ、省令第9条第2号の指定をしないものとする。

(1)~(8) 省略

4~7 省略

(再生活用業者の指定の申請等)

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)~(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(9)~(12) 省略

(13) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書 (これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

(16) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(17) 省略

3 知事は、第1項の申請が次の各号に 適合していると認めるときでなければ、省令第10条の3第2号の指定をしないものとする。

(1)~(11) 省略

4~7 省略

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

省略

注1~5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1)~(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律

第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(8)~(11) 省略

(12) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

(15) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(16) 省略

様式第3号(第3条関係) 再生活用業者指定申請書

省略

注1~5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1)~(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(9)~(12) 省略

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分

第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

(8)~(11) 省略

(12) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書
(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

(15) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(16) 省略

様式第3号(第3条関係) 再生活用業者指定申請書

省略

注1~5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1)~(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

(9)~(12) 省略

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分

の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

- (16) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用者変更指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

- (1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面

ア～カ 省略

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ク～サ 省略

シ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ス 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

セ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ソ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

タ 省略

- (2) 省略

の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

- (16) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用者変更指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

- (1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面

ア～カ 省略

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）。

ク～サ 省略

シ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

ス 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

セ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ソ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

タ 省略

- (2) 省略

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第4号の2(第2条関係) 鳥獣捕獲等事業認定(有効期間更新)申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1~5 省略</p> <p>6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)から(16)までの書類については、認定の有効期間の更新の申請の場合で、既に提出しているこれらの書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(15)~(18) 省略</p> <p>別紙 省略</p>	<p>様式第4号の2(第2条関係) 鳥獣捕獲等事業認定(有効期間更新)申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1~5 省略</p> <p>6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)から(16)までの書類については、認定の有効期間の更新の申請の場合で、既に提出しているこれらの書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(15)~(18) 省略</p> <p>別紙 省略</p>

(愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部改正)

第7条 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退学等の届出)</p> <p>第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第10号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 医師法第7条第1項の規定による処分を受けたとき。</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(退学等の届出)</p> <p>第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第10号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 医師法第7条第2項の規定による処分を受けたとき。</p> <p>(10) 省略</p>

(愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第8条 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(平成20年愛媛県規則第60号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退学届等)</p> <p>第11条 貸費生又は貸費生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第9号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(10) 医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項の規定による処分を受けたとき。</p> <p>(11) 省略</p>	<p>(退学届等)</p> <p>第11条 貸費生又は貸費生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第9号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(10) 医師法(昭和23年法律第201号)第7条第2項の規定による処分を受けたとき。</p> <p>(11) 省略</p>

附 則

- この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- この規則施行の際現にある第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第16号の規定による同意書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第815号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年1月11日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年1月11日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第816号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年2月16日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年2月16日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第817号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年3月8日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年3月8日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第818号

令和元年12月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
柳 野 浩	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市三間町務田607番ほか1筆	3,474
この農園株式会社	愛媛県南宇和郡愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町御莊菊川12700番ほか1筆	1,812
井 上 勲	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町岩木5番1ほか8筆	12,287
赤 星 文 人	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字東林寺249番1ほか6筆	8,132

農事組合法人徳丸生産組合	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字徳丸字燈明田316番ほか3筆	8,764
石本和也	愛媛県松山市	愛媛県松山市泊町1387番ほか71筆	53,278.42
豊田果歩	愛媛県西条市	愛媛県西条市三芳1824番1	701
越智淳一	愛媛県西条市	愛媛県西条市新市162番1	1,761
戸田博貴	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町来見1088番1ほか9筆	1,965

2 認可年月日

令和元年12月5日

○愛媛県告示第819号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和5年1月14日	愛媛県第1273号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料1号	窒素全量5.0 りん酸全量5.0 加里全量1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第820号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中村時広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和元年12月2日	愛媛県第1281号	魚かす粉末	魚かす粉末7.5号	窒素全量7.5 りん酸全量7.0	有限会社上田産業 八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第821号

保安林の指定施業要件の変更する旨の通知（令和元年11月愛媛県告示第666号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字久主71番地 浅倉治太郎	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字中津3970番地 阿部チイコ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字中津1732番地 石割豊	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川207番地 泉音一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	高知縣高岡郡別府村別枝92番地 上岡春吉	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川49番地 大上政五郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	枚方市野村元町39番4号 大野博士	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川63番地 越知勝之進	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字久主2830番地 亀井要	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字久主99番地 亀井数次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	三重県鈴鹿市道伯町1733番地1 小森雅睦	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡久万高原町柳井川1836番地 鈴木高一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡一丁目8-14 高岸泰	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	大阪府交野市大字星田4775番地 高橋松良	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川6053番地 田城長太郎	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川2008番地 鶴井浅次郎	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川37番地 鶴井菊太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川177番地 西森始	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字久主33番地 西森喜市	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川2765番地 藤坂利雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川87番地 正岡秀三郎	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字久主1684番地 栢田久藏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	松山市和泉331番地 松岡重榮	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任久主第二負債整理組合	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任久主第三負債整理組合	抵当権者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字中津4000番地 山内清	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川501番地6 山岡和信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1124番地 山下重千代	森林所有者

上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1250番地1 山中 精 一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 有限責任中津村信用購買組合	抵当権者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第822号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年10月愛媛県告示第654号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内藤野々甲329番地 井上 伊勢五郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字湯山ノ内福見川甲372番地 生 峰 公 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	広島県広島市打越町104番地 岩 倉 春 治	地上権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市東成区神路町四丁目3番地 遠 藤 毅	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市西區阿波座貳番町27番地 遠 藤 清次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市歩行町二丁目1番地13 大 本 利 和	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川200番地2 温泉郡重信町大字樋口志津川西岡三部落土地改良区	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1091番地 加 藤 浅次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内52番地 加 藤 茂	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字松瀬川691番地 加 藤 大三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内117番地2 加 藤 留 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内468番地 兼 久 豊 子	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1200番地3 北吉井農業協同組合	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内青波234番地 河 野 七太郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川179番地5 佐 伯 英 人	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川348番地 佐 伯 秀 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川348番地 佐 伯 智 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1442番地1 志津川生産森林組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内50番地 白 戸 定 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内50番地 白 戸 忠治郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内26番地 白 戸 ヨシヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内124番地 新 浦 卯 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都千代田区紀尾井町3番29号 森林開発公社	地上権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内番外2番地 曾我部 泰	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市平井町678番地 高 市 正 義	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大街道二丁目4番地3 高 田 キクヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1135番地3 高 橋 淳 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	竹谷組	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字鷹子557番地2 武 智 正 治	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1848番地 龍神社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市見奈良1399番地 徳 本 千里子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市東雲町4番地17ダイアパレス東雲1102号 永 井 正 三	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内東川7番地 永 井 長五郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市河中町甲383番地 永 野 明	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市小坂二丁目1番3号 西 川 つたみ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	三重県桑名市大字東方1122番地49 平 野 良 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内107番地 福 見 宗 忍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1626番地 福 見 宗 忍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市北持田町125番地 本 山 ミユキ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大字大瀬甲3260番地 森 岡 聖	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市辨天町55番地 森 廣 安太郎	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字新町一丁目11番戸 安 岡 徳 常	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内7番戸 山 内 範 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府堺市南区赤坂台一丁目39番3号 山 口 かおる	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府堺市南区赤坂台一丁目39番3号 山 口 博	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	記載無 和 田 伊 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字通町31番地 和 田 卯 吉	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内58番地 和 田 馬 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内97番戸 和 田 栄三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内40番戸 和 田 音次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内15番地5 和 田 菊五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内51番戸 和 田 九市郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内582番地 和 田 九郎七	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内42番戸 和 田 佐 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字樋口39番戸 和 田 聰五郎	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内254番地 和 田 澄 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内15番地5 和 田 タカエ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内15番地5 和 田 タケヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内46番戸 和 田 多 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内38番戸 和 田 長次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内97番戸 和 田 ツ ジ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祇園町148番地 和 田 俊 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祇園町148番地 和 田 敏 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2番戸 和 田 フ サ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	記載無 和 田 房太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内46番地 和 田 勝	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字来住243番地 和 田 正 憲	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内469番地 和 田 ミ ツ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内469番地 和 田 ミ ツ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内15番地5 和 田 好 範	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	記載無 和 田 林 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1619番地2 渡 部 浅 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1635番地 渡 部 カメノ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	神戸市垂水区高丸八丁目14番1 - 203号 渡 部 寛 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内2253番地 渡 部 喜代次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1814番地 渡 部 儀 利	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内144番戸 渡 部 眞 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内135番戸 渡 部 新五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡 部 新 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内115番戸 渡 部 玉次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山ノ内 渡 部 團 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1690番地 渡 部 恒 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2043番地 渡 部 俊 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1695番地 渡 部 寛 語	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市永木町二丁目1番地24 渡 部 寛 正	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡 部 八百藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2021番地 渡 部 弥次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2242番地 渡 部 安 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2262番地 渡 部 米 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1793番地 渡 部 頼 明	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第823号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林

法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第824号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法

（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
宇和島区域（宇和島漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第825号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年7月22日から
11月27日まで
- 3 作業地域 愛媛県西予市宇和町坂戸地内

○愛媛県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3224番	旧	メートル 40.3～88.4	キロメートル 0.021	
			新	77.1～90.2	0.021	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3237番2から 同字3238番2まで	旧	18.1～25.1	0.099	
			新	20.2～37.4	0.099	

○愛媛県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9205番4から 同字9206番3まで	令和元年12月13日
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9206番4から 同字9208番2まで	"

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁中一般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	課 長				所 長	課 長	
環 境 保 全 課	1・2 省略				環 境 保 全 課	1・2 省略				
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務	1 一般廃棄物処理施設に関すること。				3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務	1 一般廃棄物処理施設に関すること。			
		(1)~(6) 省略					(1)~(6) 省略			
		(7) 欠格事由に係る届出の受理(第9条第6項、第7項)					(7) 欠格事由に係る届出の受理(第9条第6項_____)			
		(8)~(15) 省略					(8)~(15) 省略			
	2 省略			2 省略						
	3 産業廃棄物処理施設に関すること。	(1)~(8) 省略				3 産業廃棄物処理施設に関すること。	(1)~(8) 省略			
		(9) 欠格事由に係る届出の受理(第9条第6項、第7項、第15条の2の6第3項)					(9) 欠格事由に係る届出の受理(第9条第6項_____, 第15条の2の6第3項)			
		(10)~(19) 省略					(10)~(19) 省略			
	4・5 省略			4・5 省略						
	6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。	(1)~(6) 省略				6 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。	(1)~(6) 省略			
		(7) 欠格事由に係る届出の受理(第7条の2第4項、第5項、第14条の2第3項、第14条の5第3項)					(7) 欠格事由に係る届出の受理(第7条の2第4項_____, 第14条の2第3項、第14条の5第3項)			
		(8)~(12) 省略					(8)~(12) 省略			
	7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。					7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。				

		3 弁明の聴取(第7条第10項)					
8 ~ 23 省略							

		働大臣への提出(第7条第8項)					
		4 弁明の聴取(第7条第11項)					
		5 処分の決定についての報告書の厚生労働大臣への提出(第7条第15項)					
8 ~ 23 省略							

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
薬務衛生課	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 配置販売業に関すること。 (1)・(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		2 卸売販売業に関すること。 (1)~(3) 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
薬務衛生課	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 薬局に関する報告事項の公表(第8条の2第5項)				
		2 配置販売業に関すること。 (1)・(2) 省略				
		(3) 配置従事の届出の受理(第32条)				
		(4) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付(第33条第1項)				
		(5) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条第1項、第38条第2項、省令第16条第4項、第159条の21第2項)				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 省略				
		(11) 省略				
		(12) 許可証の書換え交付(政令第45条第1項)				
		(13) 許可証の再交付(政令第46条第1項)				
		(14) 許可証の返納の受理(政令第46条第3項、第47条)				
(15) 省略						
3 卸売販売業に関すること。 (1)~(3) 省略						
(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条第1項、第38条第2項、省令第16条第4項、第159条の22第2項)						

(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
3 既存配置販売者に関する こと。				
(1)～(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				

(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 許可証の書換え交付（政 令第45条第1項）				—
(11) 許可証の再交付（政令第 46条第1項）				—
(12) 許可証の返納の受理（政 令第46条第3項、第47条）				—
(13) 省略				
(14) 申請等がなされた旨の通 知（政令第49条第2項）				—
(15) 省略				
4 既存配置販売者に関する こと。				
(1)～(3) 省略				
(4) 配置従事の届出の受理 （第32条）				—
(5) 配置従事者の身分証明書 の交付、書換え交付及び再 交付（第33条第1項）				—
(6) 廃止、休止若しくは再開 又は変更の届出の受理（改 正法による改正前の薬事法 第10条、第38条、薬事法施 行規則等の一部を改正する 省令（平成21年厚生労働省 令第10号）附則第12条第1 項の規定によりなおその効 力を有するものとされる同 省令第1条の規定による改 正前の省令（以下この項に おいて「旧省令」とい う。）第16条第4項、第 153条）				—
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 許可証の書換え交付（旧 政令第45条第1項）				—
(13) 許可証の再交付（旧政令 第46条第1項）				—
(14) 許可証の返納の受理（旧 政令第46条第3項、第47 条）				—

(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 省略				
(18) 省略				
8 再生医療等製品の製造販売業に関すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				

(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 省略				
(18) 回収の報告の受理（第68条の11、第81条、政令第80条第3項）				—
(19) 製造販売業の許可証の書換え交付（第81条、政令第37条の2第1項、第80条第3項）				—
(20) 製造販売業の許可証の再交付（第81条、政令第37条の3第1項、第80条第3項）				—
(21) 製造販売業の許可証の返納の受理（第81条、政令第37条の3第4項、第37条の4第1項、第80条第3項）				—
(22) 省略				
(23) 製造業の登録証の書換え交付（第81条、政令第37条の9第1項、第80条第3項）				—
(24) 製造業の登録証の再交付（第81条、政令第37条の10第1項、第80条第3項）				—
(25) 製造業の登録証の返納の受理（第81条、政令第37条の10第4項、第37条の11第1項、第80条第3項）				—
(26) 省略				
(27) 省略				
9 再生医療等製品の製造販売業に関すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第23条の36第1項、第81条、政令第80条第4項、省令第16条第4項、第137条の65第4項）				—
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				

(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
9 再生医療等製品の製造業者 についての処分が行われる必要 がある旨の認定（第75条第 2項）				
10 医療機器の修理業に関する こと。				
(1)～(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 処分が行われる必要があ る旨の認定（第75条第2 項）				
(10) 省略				

(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 回収の報告の受理（第68 条の11、第81条、政令第80 条第4項）				—
(12) 許可証の書換え交付（第 81条、政令第43条の4第1 項、第80条第4項）				—
(13) 許可証の再交付（第81 条、政令第43条の5第1 項、第80条第4項）				—
(14) 許可証の返納の受理（第 81条、政令第43条の5第4 項、第43条の6第1項、第 80条第4項）				—
(15) 省略				
(16) 省略				
10 再生医療等製品の製造業者 についての処分に係る通知 _____（第75条第 2項）				
11 医療機器の修理業に関する こと。				
(1)～(3) 省略				
(4) 廃止、休止及び再開並び に変更の届出の受理（第23 条の2の16第2項、第40条 の3、第81条、政令第80条 第3項）				—
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 処分に係る通知 _____（第75条第2 項）				
(11) 省略				
(12) 許可証の書換え交付（第 81条、政令第37条の9第1 項、第55条、第80条第3 項）				—
(13) 許可証の再交付（第81 条、政令第37条の10第1 項、第55条、第80条第3 項）				—

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 3 条 職員給与条例第19条第 1 項後段又は教育職員給与条例第19条第 1 項後段の規則で定める職員は、次 _____ に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し _____、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職 _____ の後基準日までの間において次に掲げる者 (非常勤である者にあつては、法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) に限る。) となつたもの</p> <p>ア ~ オ 省略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者 (非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。) となつたもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 地方独立行政法人の役員及び職員 (前号オに掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定める者</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 7 条 前条第 1 項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 地方独立行政法人の役員及び職員 (前号エに掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定める者</p> <p>2 省略</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p> <p>第 7 条の 2 省略</p> <p>2 前条第 1 項第 1 号アからエまでに掲げる者及び同項第 2 号アからカまでに掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 9 条 職員給与条例第19条の 4 第 1 項後段又は教育職員給与条例第19条の 4 第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員と</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 3 条 職員給与条例第19条第 1 項後段又は教育職員給与条例第19条第 1 項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる者 (非常勤である者にあつては、法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) に限る。) となつたもの</p> <p>ア ~ オ 省略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者 (非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。) となつたもの</p> <p>ア 省略</p> <p><u>イ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法 (昭和29年法律第141号) の適用を受ける職員</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 地方独立行政法人の役員及び職員 (前号カに掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定める者</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 7 条 前条第 1 項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 省略</p> <p><u>イ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 地方独立行政法人の役員及び職員 (前号オに掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定める者</p> <p>2 省略</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p> <p>第 7 条の 2 省略</p> <p>2 前条第 1 項第 1 号アからエまでに掲げる者及び同項第 2 号アからキまでに掲げる者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 9 条 職員給与条例第19条の 4 第 1 項後段又は教育職員給与条例第19条の 4 第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員と</p>

<p>し、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し_____、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>し、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>
---	--

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等)</p> <p>第4条 条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(基本手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 <u>前項の規定による申請は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>9 <u>前項ただし書の場合における第7項の規定による申請は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</u></p> <p>10 <u>任命権者は、第7項に規定する受給期間延長申請書の提出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書(様式第12号)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、退職当時の所属長を経て、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合</u> <u>受給期間延長通知書</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合</u> <u>受給期間延長通知書及び受給資格証</u></p> <p>12 <u>第7項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>様式第17号(第16条関係) 移転費に相当する退職手当支給申請書</p>	<p>(条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等)</p> <p>第4条 条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)をした者</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(基本手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 <u>任命権者は、前項に規定する受給期間延長申請書の提出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書(様式第12号)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記入したうえ、返付しなければならない。</u></p> <p>様式第17号(第16条関係) 移転費に相当する退職手当支給申請書</p>

省略		
受講する公共職業訓練等の施設	所在地	
	名称	
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地	
	名称	
省略		

注 省略

省略		
受講する公共職業訓練等の施設	所在地	
	名称	
省略		

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者が第3条の規定による改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(以下「旧規則」という。)第4条第1項第3号に掲げる者に該当する場合には、第3条の規定による改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(以下「新規則」という。)第4条第1項に規定する愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものとみなす。

3 この規則施行の際現に提出されている旧規則様式第17号の規定による申請書は、新規則様式第17号の規定による申請書とみなす。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(申請書に添付する書類)			(申請書に添付する書類)		
第2条 施行規則第5条第1項第1号の法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面の様式は、誓約書(様式第1号)のとおりとする。			第2条 施行規則第4条第1号口及び第2号口の自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面の様式は、運転管理経歴書(様式第1号)のとおりとする。		
2 施行規則第5条第2項第1号口及び第2号口の自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面の様式は、運転管理経歴書(様式第2号)のとおりとする。					
第3条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書類を交付して行うものとする。			第3条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書類を交付して行うものとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	法第5条第3項の規定による認定の拒否	認定に関する通知書(様式第3号)	1	法第5条第3項の規定による認定の拒否	認定に関する通知書(様式第2号)
2	法第7条第1項の規定による認定の取消し(以下「認定の取消し」という。)	認定取消処分通知書(様式第4号)	2	法第7条第1項の規定による認定の取消し(以下「認定の取消し」という。)	認定取消処分通知書(様式第3号)
3	法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業の業	指示書(様式第5号)	3	法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業の業	指示書(様式第4号)

	務に関し必要な措置をとるべき指示 (以下「指示」という。)	
4	法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令(以下「営業停止命令」という。)	営業停止命令書 (様式第6号)
5	法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令(以下「営業廃止命令」という。)	営業廃止命令書 (様式第7号)

第5条 法第21条第3項の証票は、身分証明書(様式第8号)のとおりにする。

様式第2号 省略

様式第3号 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

様式第8号 省略

	務に関し必要な措置をとるべき指示 (以下「指示」という。)	
4	法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令(以下「営業停止命令」という。)	営業停止命令書 (様式第5号)
5	法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令(以下「営業廃止命令」という。)	営業廃止命令書 (様式第6号)

第5条 法第21条第3項の証票は、身分証明書(様式第7号)のとおりにする。

様式第1号 省略

様式第2号 省略

様式第3号 省略

様式第4号 省略

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

第2条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

誓 約 書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

注1 申請者は、氏名を記載し、及び押印をすることに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 」 を 「 住民票の写し 」 に改める。

様式第3号及び様式第9号中 「 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 」 を 「 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者 」 に、「 覚せい剤 」 を 「 覚醒剤 」 に改める。

様式第13号中 「 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 」 を 「 住民票の写し 」 に改める。

様式第14号中 「 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 」 を 「 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者 」 に、「 覚せい剤 」 を 「 覚醒剤 」 に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年12月13日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
公営企業管理局LAN端末等一式 (月額賃借料/公営企業管理局)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年11月28日	NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	4,523,200円	一般競争入札	令和元年10月18日